

弁護士法人多摩パブリック法律事務所

(東京弁護士会所属)

Q

A

Q どんな事務所ですか。

A 多摩地域の人口は約420万人ですが、多摩地域に事務所をおいている弁護士の数は、約600人と少なく、弁護士数が不足しているといわれていました。そこで、市民の法的かけ込み寺となるべく、2008年に東京弁護士会の支援のもと設置された都市型公設事務所が、当事務所です。

当事務所は、まだまだ高いと思われる弁護士への敷居を下げるために活動しています。当事務所は、十分に弁護士の活動が届いていない問題に対して、積極的に対応していくことを目的としています。

主な役割

- ①どんな方でも相談しやすく、機敏に対応すること
行政機関、市民組織の皆様と協力しながら、弁護士の手が届いていない方々への対応を進めています。
- ②多摩地域の刑事事件で中心的な役割を果たすこと
多摩地域での刑事弁護活動とともに、弁護士会での活動、研修会等で中心を担っています。
- ③法曹養成を担うこと
当事務所を卒業したり、かかわったりした多くの弁護士が、多摩地域の市町村で活躍しています。

Q 法テラスとの違いは？

A 法テラス（日本司法支援センター）とは、国により設立された法人です。法テラスでは、相談費用、弁護士費用の立替援助業務をしています。

一方、当事務所は、国から独立した法律事務所です。当事務所では、多摩地域に根差した弁護士事務所として、事務所単位で機動的に対応しています。

Q 弁護士会との関係は？

A 弁護士会とは独立した法律事務所として活動しています。そのため、所属弁護士が業務を行うにあたって、所属弁護士の判断で個々の事件処理を行います。一方で、弁護士会に委嘱された弁護士が所属し、運営するため、業務内容を弁護士会に報告しています。

Q 経済的に余裕がない場合も相談できますか？

A 法テラスの相談費用・弁護士費用の援助は、当事務所でも利用できるため、経済的余裕のない方のご相談を受ける場合には、市民のかけ込み寺を目指す目的から、法テラスの相談料援助を利用して相談を受け、民事法律扶助制度を利用して受任しています。

Q 弁護士報酬は、どのような基準になっていますか？

A 弁護士の報酬には、委任の契約をする際に必要となる着手金と、事件が終了した時にいただく報酬金があります。当事務所では、弁護士報酬規程があります。その内容は弁護士会の法律相談センターで設けている報酬基準と同程度です。なお、経済的余裕がないと判断した場合には、法テラスの法律扶助制度を利用して受任しますので、弁護士報酬についても法テラスの基準になります。



弁護士法人多摩パブリック法律事務所

困ったら、悩まずにまずは
ご相談を！詳しくはホーム
ページをご覧ください。

[http:// tamapb-law.jp/](http://tamapb-law.jp/)

多摩パブリック

検索

TEL.042-548-2422 / FAX.042-548-2437

相談予約番号 042-548-2450

「多摩パブログ」発信中！ぜひご覧ください！